

世田谷区告示第 67 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 2 月 17 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 17 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区駒沢四丁目 84 番 9 の内

3 変更の区域

延 長 6.52 メートル

幅 員 0.63 メートル

面 積 4.14 平方メートル

4 供用開始の期日

令和 8 年 2 月 17 日

案内図



街区	駒沢四丁目 29番
----	-----------

